



2025 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名 三井倉庫ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 古賀 博文
(コード番号：9302 東証プライム市場)
問合せ先 法務総務部長 鈴木 崇嗣
(TEL. 03-6775-3101)

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループの従業員に対して三井倉庫グループ従業員持株会（以下、「本持株会」という。）を通じて譲渡制限付株式（一定の譲渡制限期間を付した普通株式。以下、「本譲渡制限付株式」という。）を付与するインセンティブ制度（以下、「本制度」）を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社グループの従業員に対し、本持株会を通じて当社が発行又は処分する本譲渡制限付株式の取得機会を提供することで、従業員の財産形成の一助とすることに加えて、株主の皆様との価値共有を深め、株価上昇及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としています。

2. 本制度の概要

(1) 割当対象者

本持株会に加入する当社グループの従業員のうち、本譲渡制限付株式の付与を希望し、当社が別途定める本制度の条件に同意する者（以下、「対象従業員」という。）を対象とすることを予定しています。

(2) 割当方法

当社又は当社関係会社は、対象従業員に対し、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭報酬債権（以下、「本特別奨励金」という。）を支給します。対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分を受けることになります。なお、これにより対象従業員の賃金が減額されることはありません。

また、本制度において割り当てる当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、恣意性を排除した形で算出を行い、対象従業員に特に有利な価額に該当しない金額といたします。

今後、当社の取締役会において本制度の具体的な内容（割当株式数、導入時期、譲渡制限期間等）を決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以 上